

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社A・S・P
代表者及び住所 大阪府大阪市中央区内本町2-4-10-107
代表取締役 鮎川 裕介
2. 指名停止措置期間 : 令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社A・S・Pは、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の事由を原因として建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。
(1) 監理技術者の不設置
株式会社A・S・Pは、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、株式会社ケイテックとその請負代金が政令で定める金額を超える下請契約を締結しているため、少なくとも当該下請契約の契約日から監理技術者を配置すべきところ、「1級建築施工管理技士」の資格を有せず、及び監理技術者資格者証の交付を受けていないため、監理技術者としての資格要件を満たさないA氏を同日から同資格の合格発表日の前日まで及び同日から同資格に係る監理技術者資格者証の交付を受ける日の前日までの間、建設業法第26条第2項及び第5項の規定に違反して、工事現場に専任の主任技術者として配置した。
(2) 施工体制台帳等の不作成等
株式会社A・S・Pは、本件工事において、その請け負った建設工事を、株式会社ケイテックに直接請け負わせていたにもかかわらず、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、その請け負った建設工事を株式会社ケイテックには直接請け負わせてないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。
(3) 一括下請負
株式会社A・S・Pは、本件工事において、(1)のとおり、適格な監理技術者を配置しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社A・S・Pが建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)